

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法43の3①、68の18①、平29改正法附則67③、82④）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

特別償却の付表（十二） 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産の種類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産			
(耐用年数通達付表10の番号)		()	()	()	()			
対象資産の種類等	2							
対象資産の構造又は名称	3							
取得等年月日	4	平・・	平・・	平・・	平・・			
取得等の後、最初に 事業の用に供した年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・			
特定非常災害に基因して 事業の用に供することが できなくなった資産の用途	6	() m ²	() m ²	() m ²	() m ²			
被災代替資産の用途	7	() m ²	() m ²	() m ²	() m ²			
取得価額	8	円	円	円	円			
同上的うち対象となる 部分の取得価額	9							
特別償却率	10	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$			
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	円			
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金			
適用要件等	特定非常災害の名称	13						
	特定非常災害発生日	14	平・・	平・・	平・・			
	平成29年改正法附則 の規定の適用の有無	15	有・無	有・無	有・無			
	その他参考と なるべき事項	16						
中小企業者又は中小連結法人の判定								
発行済株式又は出資の 総数又は総額	17		大株 規模 法人 等の 保有 する 細	順位	大規模法人名	株式数又は 出資金の額		
常時使用する従業員の数	18	人					1	23
大数 規模 の 保有 株式 割合	19	%						24
第1順位の株式数又は出 資金の額 (23)	20	%						25
保有割合 $\frac{(19)}{(17)}$	20	%						25
大規模法人合計の株式数 又は出資金の額 (27)	21	%		26				
保有割合 $\frac{(21)}{(17)}$	22	%		計 (23) + (24) + (25) + (26)	27			

特別償却の付表（十二）の記載の仕方

1 この付表（十二）は、法人が、次の(1)若しくは(2)の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は次の(3)若しくは(4)の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号。以下「平成29年改正法」といいます。）附則第67条第3項第3号若しくは第4号又は第82条第4項第3号若しくは第4号の規定によりみなして適用する措置法第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災代替資産等又は特例被災代替資産等（以下「被災代替資産等」という。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、特例被災代替資産等とは、法人の平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度（又は連結事業年度）につき措置法第43条の3第1項（又は第68条の18第1項）の規定を適用したならば被災代替資産等に該当することとなる平成29年改正法附則第67条第3項（又は第82条第4項）に規定する減価償却資産をいいます。

(1) 措置法第43条の3第1項《被災代替資産等の特別償却》

(2) 措置法第68条の18第1項《被災代替資産等の特別償却》

(3) 平成29年改正法附則第67条第3項第1号又は第2号《法人の減価償却に関する経過措置》の規定によりみなして適用する措置法第52条の2《特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例》

(4) 平成29年改正法附則第82条第4項第1号又は第2号《連結法人の減価償却に関する経過措置》の規定によりみなして適用する措置法第68条の40《特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例》

ただし、法人が所有権移転外リース取引により取得した被災代替資産等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 平成29年改正法附則第67条第5項の規定により読み替えられた措置法第43条の3第2項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等（以下「中小企業者等」といいます。）又は平成29年改正法附則第82条第6項の規定により読み替えられた措置法第68条の18第2項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等（以下「中小連結法人等」といいます。）については、特別償却率が他の法人より高い率となりますので、中小企業者等又は中小連結法人等に該当するかどうかを判定するため、まず「17」から「27」までの各欄を記載します。

3 「資産の種類1」は、その被災代替資産等が、租税特別措置法施行令第28条の3各号（若しくは第39条の50の2各号）に掲げる減価償却資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課

共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その被災代替資産等が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載してください。

5 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその資産の名称を記載します。

6 「特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった資産の用途6」及び「被災代替資産の用途7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。

(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

資産の種類	用途
建 物	「事務所用」、「工場用」など
構 築 物	「鉄道業用」、「発電用」など
機械及び装置	耐用年数通達付表10の「設備の種類」

(2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。以下同じ。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。

7 「取得価額8」に、被災代替資産等の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。

(1) 被災代替資産である建物……その床面積が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因して事業の用に供することができなくなった建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額

(2) 上記(1)以外の被災代替資産等……その取得価額

8 「特別償却率10」の分子は、次の(1)又は(2)のいずれの取得等の時期に応じ、それぞれ次の数字を記載します。

(1) 特定非常災害発生日からその翌日以後3年を経過する日までの間

イ 中小企業者等又は中小連結法人等

(イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「18」

(ロ) 機械及び装置…「36」

ロ イ以外の法人

(イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「15」

(ロ) 機械及び装置…「30」

(2) 特定非常災害発生日の翌日以後3年を経過した日以後

イ 中小企業者等又は中小連結法人等

(イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」

(ロ) 機械及び装置…「24」

ロ イ以外の法人

(イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」

(ロ) 機械及び装置…「20」

9 「償却・準備金方式の区分12」には、その被災代替資産等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「特定非常災害の名称13」には、特定非常災害の名

称を記載します。

- (2) 「平成29年改正法附則の規定の適用の有無15」には、平成29年改正法附則第67条第3項第1号若しくは第2号若しくは第82条第4項第1号若しくは第2号の規定によりみなして適用する措置法第52条の2若しくは第68条の40又は平成29年改正法附則第67条第3項第3号若しくは第4号若しくは第82条第4項第3号若しくは第4号の規定によりみなして適用する措置法第52条の3若しくは第68条の41の規定の適用の有無を記載します。
- (3) 「その他参考となるべき事項16」には、その被災代替資産等の種類に応じて次により記載するなど、この特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。
- イ 被災区域内供用資産…被災区域内供用資産の事業の用に供した区域
 - ロ 被災代替資産等が構築物である場合…被災代替資産及び特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった資産（被災構築物）の規模
 - ハ 被災代替資産が機械及び装置である場合…被災代替資産が被災機械装置に比して著しく高額でないこと、著しく性能が優れているものでないこと又は著しく仕様が異なるものでないこと

11 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

- (1) 「保有割合20」が50%以上となる場合又は「保有割合22」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、措置法第43条の3第1項（若しくは第68条の18第1項）に規定する中小企業者又は中小連結法人に該当しませんので注意してください。
- (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細23～26」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。
- (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。